

## 諸謝金基準単価表

委託事業の経費の積算にあたっては、以下で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となりうる単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

※ 規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

※ 以下で示す区分以外の諸謝金の計上を妨げるものではない。

## 諸謝金基準単価

| 区分        | 単位 | 金額（円）   | 備考         |
|-----------|----|---------|------------|
| 会議出席謝金    | 日  | 14,000円 | 実働2時間以上    |
| 会議出席謝金    | 時間 | 7,000円  | 実働2時間未満    |
| 講演謝金      | 時間 | 11,510円 | 専門的なテーマの講演 |
| 講義謝金      | 時間 | 8,050円  |            |
| 実技・指導等謝金  | 時間 | 5,200円  |            |
| 作業補助等労務謝金 | 時間 | 1,210円  | 会場整理など     |
| 執筆謝金      | 枚  | 2,550円  | 報告書（提言）作成等 |